

場合ニ限り六拾圓限度ノ前貸ヲナスコトヲ得

(二) 作業中負傷シタル場合ハ其負傷ノ程度ニ付當社方指定シタル醫師（東京府下ニアツテハ水上協會ガ協定シタル東京醫師會員ノ内）ノ診斷ヲ受ケ三ヶ月未滿ノ休業ヲ要スルモノト認メラレタルトキハ其休業期間一ヶ月參拾圓ヲ日割計算トシテ支給ス

但シ三ヶ月以上ニ亘ル場合ハ負傷ノ状態及平素ノ勤怠作業上ノ成績等ニ鑑ミ審査證議ノ上適當ノ措置ヲ爲スモノトス

(三) 離船若クハ船体修理ノ爲メ休日五日以上ニ亘リタルトキハ一日ニ付金壹圓五拾錢ヅ、其日數ニ應シ休業手當トシテ支給ス

但シ離船ニ付自己若クハ其家族カ損害ヲ被リタルトキハ其情況ヲ審査シテ相當見舞金ヲ贈與スルコトアルヘシ

(四) 船夫ハ六月、十二月ニ於テ作業成績良好ナルモノニ限り臨時往込ヲ受クルコトヲ得

但六月ハ金拾五圓也、十二月ハ參拾圓也ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 船夫ハ互助共濟ノ目的ヲ以テ別ニ親約ヲ定メテ共濟會ヲ組織シ又萬一非常ノ場合ヲ慮リ簡易保險ニ加入スルモノトス
共濟會費（金壹圓也）ノ半額金五拾錢ハ當社ヨリ補助支給ヲ受ケ
自己等ノ掛金ハ毎月勘定ノ内差引扱ヲ爲スモノトス
但役員ノ内當社指定ノ船差一名ヲ推薦シ其監督ヲ受クルモノトス